

京情個審答申第11号
令和4年12月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会 長 山 本 克 己

公文書非公開決定（公開請求拒否）に係る審査請求に対する
裁決について（答申）

令和4年5月20日付け4障第842号で諮問のあった事案について、次のとおり
答申します。

第1 審議会の結論

本件事案において、処分庁が公文書の存否を明らかにしないで公文書公開請求を拒否した非公開決定は、取り消すべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和3年11月15日、審査請求人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、処分庁である京都府知事（この答申において「処分庁」という。）に対し、「R〇年10月〇議員と京都府と市と病気のため地域の住民とトラブルをおこす人との間での協議文書」（以下「本件対象公文書」という。）の公開請求（以下「本件請求」という。）を行い、同年11月22日に受理された。
- 2 令和3年12月6日、処分庁は、本件対象公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第6条第1号に規定する非公開情報を公開することとなるとして、条例第9条の規定により本件請求を拒否し、公文書非公開決定（公開請求拒否）（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書非公開決定通知書（公開請求拒否）を送付した。
- 3 令和3年12月22日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として処分庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和4年5月20日、諮問庁である京都府知事（この答申において「諮問庁」という。）は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるものである。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件対象公文書は、〇市議が行政職員と協議を行ったことを示す文書であり、その存否を明らかにすることなく行った非公開決定は適切ではなく、個人情報に当たる部分をマスキングし、部分公開決定するべきである。

第5 諮問庁の説明の要旨

諮問庁及び処分庁が本件審査請求において主張している内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

条例第6条第1号は、公文書の公開請求に係る非公開情報として、「個人に関する情報であって個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」と規定する。

本件対象公文書は、特定の市議会議員が京都府及び〇市と特定の個人に関する医療・福祉等の行政支援について協議を行ったことを内容とする文書である。このような内容は、当該協議の対象となった個人にとっては、まさに条例第6条第1号に規定する「通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」に該当する情報であると考えられる。

2 条例第9条該当性について

まず、情報公開条例第6条第1号にいう「個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）」とは、その情報だけでは個人を特定することはできなくても、他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む趣旨である。

これを本件事案についてあてはめると、何人も、情報公開請求をなし得ることから、仮に情報公開請求者が当該協議に係る特定の個人の近親者や地域住民等であれば、既に保有している又は知ることができる情報と照合することにより、個人を特定することができるかと解する。

また、当該市議会議員のSNSには、令和〇年〇月に京都府と〇市に対して病気等でトラブルを起こしている者への取り組みについて話し合いを持った旨の掲載があり、協議の対象となった特定個人の近隣住民であればその個人を特定できる可能性があるものとも考えられる。

これらのことから、本件対象公文書の存否を答えるだけで、特定の個人に関する医療・福祉等の行政支援について行政が協議対象としている事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が明らかになるといえる。

すなわち、本件対象公文書の存否を明らかにするだけで、条例第6条第1号に規定する非公開情報を公開することとなり、これは条例第9条に該当する。

以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、本件処分は妥当であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 審議会の判断理由

1 第9条該当性について

- (1) 本件請求は、本件対象公文書の公開を求めるものであり、処分庁は、本件対象公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第6条第1号に

規定する非公開情報を公開することとなるとして、条例第9条の規定により本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求めているが、処分庁は本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象公文書の公開請求拒否の妥当性について検討する。

- (2) 条例第9条は「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるときは、処分庁は、当該公文書の存在を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

本件対象公文書には特定の事案に関する記載が認められる。しかしながら、〇市は北近畿圏を構成する人口〇万人弱を擁する市である。また、市議会議員は、公職者として当該自治体全域の住民の公共の福祉のために広く活動するものであり、活動分野や区域を限定されるものではない。したがって、本件対象公文書の存否を明らかにすることのみをもって、当該事案に関わる特定の個人を識別することができるとは認めがたく、本件存否情報は個人に関する情報ではあるものの、特定の個人を識別することはできないから、「条例第6条第1号の非公開情報」を公開することには該当しない。

また、他に、本件対象文書の存否を答えることにより、諮問庁が主張するような本件存否情報が明らかになる可能性を煩慮すべき特段の事情は認められない。

したがって、本件公文書の存否を答えるだけで条例第6条第1号に規定する非公開情報を公開することになるとは認められず、条例第9条の規定により本件公開請求を拒否したことは妥当ではない。

2 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 5月20日	諮問書の受理
令和4年 5月24日	第1回審議会
令和4年11月29日	第2回審議会
令和4年12月19日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員（部会長）	山 本	克 己
委員	原 田	大 樹
委員	宮 本	恵 伸
委員	山 舗	恵 子
委員	奥 野	美奈子